

被災された皆さまへ 台風第15号

この度の台風第15号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
被災された人へ各種手続きについてお知らせします。
対象条件や申請方法など、詳しくは各担当課へ問い合わせてください。



詳しくはこちら

り災・被災届出証明の発行

この証明書は、災害により被害を受けた住宅などの被害程度を認定するものです。各種被災者支援を受ける際に必要となります。

証明書の種類

■り災証明書 災害による住宅の被害程度などを認定し証明するもの

■被災届出証明書 「上記以外の物件」が被災したことの届出を証明するもの ※「上記以外の物件」…自動車、空き家、人が住んでいない店舗、物置など

申請方法 証明書の交付申請フォームまたは所定の申請書に記入し、添付書類を添えて郵送するか、各担当窓口へ提出してください

添付書類 被害状況が分かる写真、申請者本人の顔写真付き証明書の写し

申請・問合せ

- 建物に関すること…課税課 家屋担当 ☎626-2150
- 建物以外のこと…課税課 償却資産・諸税担当 ☎626-1142



詳しくはこちら

「市・県民税」「固定資産税」の減免

災害により被害を受けた人は、その被害の程度に応じて、納期限の過ぎていない税額が減免の対象となる場合があります。

■市民税・県民税の減免に関すること

問合せ 課税課 市民税担当 ☎626-2149

■固定資産税（家屋）の減免に関すること

※り災証明書などの交付を受けた人で対象者には通知します。

問合せ 課税課 家屋担当 ☎626-2150

■固定資産税（償却資産）の減免に関すること

問合せ 課税課 償却資産・諸税担当 ☎626-1142



詳しくはこちら

住宅の応急修理

被災した住宅に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に修理するための支援制度です。

対象者 次のいずれかの人（被害の程度は「り災証明書」をご確認ください）

- 半壊または準半壊の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない人
- 大規模半壊の住宅被害を受けた人

応急修理の範囲 居室、キッチン、トイレなど日常生活に必要で欠くことのできない部分、屋根などの基本部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所

※内装に関するものは原則対象としていません。

申請・問合せ 建築住宅課 ☎626-2161



詳しくはこちら

災害見舞金・災害援護資金

災害見舞金

住宅が被災した世帯に、被害の程度に応じて見舞金を支給しています。 ※カーポート、倉庫、物置、ビニールハウス、車などは対象外です。

支給額 2万～10万円(住宅の被害の程度により異なります)

※詳しくはホームページを確認するか、問い合わせください。

申請方法 災害見舞金申請フォームまたは申請書兼請求書に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵送するか、地域福祉課または大井川市民サービスセンターに提出してください

災害援護資金の貸し付け

災害により、住宅や家財に被害を受けたり、負傷したりした世帯に対し、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行います。

対象者 世帯主がおおむね1カ月以上の療養を要する傷を負った、または家財の3分の1以上の損害、もしくは住宅の半壊または全壊の被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯

※詳しくは問い合わせください。

【共通】

申請・問合せ 地域福祉課 ☎631-5530



詳しくはこちら

司法書士による無料相談

■無料電話相談（相談センターの司法書士が、直接電話で対応します）

問合せ 静岡県司法書士会 ☎289-3704（平日 14:00～16:00）

■無料面談相談の予約（電話で無料面談日時を予約できます）

問合せ 静岡県司法書士会 ☎289-3700（平日 9:00～17:00）

雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置費用を補助します

市では、雨水の流出を抑制する「雨水浸透ます・雨水貯留タンク」の設置費用を補助しています。宅地に降った雨水を地下へ浸透させたりタンクに貯めたりすることは、浸水被害の軽減や、断水時のトイレの洗浄など生活用水の確保につながります。積極的な設置をお願いします。

問合せ 河川課 ☎626-1118

【表】設置区分と補助金額

設置区分	補助金額（上限額）
雨水浸透ます（A型）	1基につき10万円まで全額補助
雨水浸透ます（B型）	1基につき5万円まで全額補助
雨水貯留タンク	住宅など1棟につき（合計200㎡以上）3万円まで全額補助

※必ず着工前に申請してください。
※「雨水浸透ます」は一部補助対象外の区域があります。



※詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせください。



10/19(日)

令和7年度 静岡県・焼津市・藤枝市総合防災訓練

災害に負けない志太のチカラ

～あらゆる手段で駆けつける「公助」による防災力の強化～

大規模地震の発生を想定した避難所開設・運営訓練や救出・救助訓練など、市内14カ所でさまざまな訓練を行います。

この訓練を通じて、市民の皆さんに大規模地震の被害、自助・共助の重要性の認識を深めるとともに、応援部隊や防災機関と市との「顔の見える関係」の構築を図ります。

問合せ 地域防災課 ☎623-2554

日時 10/19(日) 8:00～12:00

※荒天時、屋外の訓練中止。

訓練数 市内14カ所、26訓練を実施

訓練内容 救出・救助訓練、航路啓開訓練、避難所開設・運営訓練

各会場での防災訓練の内容など、詳しくはホームページを確認してください。



詳しくはこちら

主な開催場所

大井川防災広場 (吉永237-1)

警察、消防、陸上自衛隊によるさまざまな場面での救出・救助訓練や信号が故障したことを想定した交通対策訓練などを見学することができます。

また、災害用備蓄食や感震ブレイカーなどの防災用品をはじめ、通信を復旧する移動基地局車や充電可能な電気自動車、排水ポンプ車など、さまざまな展示・啓発があります。

※駐車場あり。

救出・救助訓練①

車両多重事故などを想定した救出・救助訓練を実施

救出・救助訓練②

倒壊家屋や土砂被害家屋からの救出・救助訓練を実施

交通対策訓練

信号故障時の交通対策訓練を実施など

焼津漁港

(城之腰南岸壁)

救出・救助訓練

津波避難施設からのヘリによる救出・救助訓練を実施

航路啓開訓練

海底地形計測技術、グリーンレーザなどの最新技術を活用した航路啓開訓練を実施



大富小学校

(中根新田637)

避難所開設・運営訓練

協定事業者を交えた避難所開設・運営訓練を実施

応急給水訓練

組立式給水タンク(2基)の設置と給水車による給水訓練を実施

ペット同行避難訓練

ペット同行避難所の運営やペット同行避難時の注意点などの確認訓練を実施



総合福祉会館

(大覚寺3-2-2)

福祉避難所開設・運営訓練

福祉避難所用資機材の設置や避難者の受け付けなどの訓練を実施

今回の訓練では、警察、消防、自衛隊といった救出・救助のプロの他、民間事業者、避難者のケアを行う団体なども参加します。訓練を通じて、各機関との「顔の見える関係」を確認していき、災害時にいち早く対応ができるようにしていきます。

災害時の復旧・復興には時間がかかるので、まずは一人一人が備え、地域で助け合う自助・共助が大切になります。皆さんも日頃からの備えをお願いします。

担当者の声



地域防災課 担当 山田 健児 課長